

令和5年5月29日
清掃・リサイクル部
事業課

世田谷区一般廃棄物処理基本計画の策定について

1 主旨

区では、持続可能な社会の実現に向け「世田谷区一般廃棄物処理基本計画」（計画期間：平成27年度～令和6年度）に基づき、ごみリサイクル事業の取組みを進めてきた。現行計画の計画期間終了に伴い、次期「世田谷区一般廃棄物処理基本計画」の策定に着手する。

計画では、将来人口推計を踏まえたごみ排出量と減量目標、発生抑制の方策やリサイクル推進の取組みなどについて定める。

2 計画期間

令和7年度～令和16年度（概ね5年で見直し）

3 根拠法令

・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第6条

＜抜粋＞第6条（一般廃棄物処理計画）市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

・世田谷区清掃・リサイクル条例 第35条

＜抜粋＞第35条（処理の計画）区長は、規則で定めるところにより、一般廃棄物の処理に関する計画を定め、これを遅滞なく公表しなければならない。

4 現在の計画における基本理念・方針

基本理念「環境に配慮した持続可能な社会の実現」

- ・基本方針1：区民・事業者主体による取組みを推進する。
- ・基本方針2：拡大生産者責任の考え方に基づく発生・排出抑制を推進する。
- ・基本方針3：環境への負荷低減などの効果と費用を勘案した効率的な事業を展開する。

5 策定にあたっての基本的な考え方

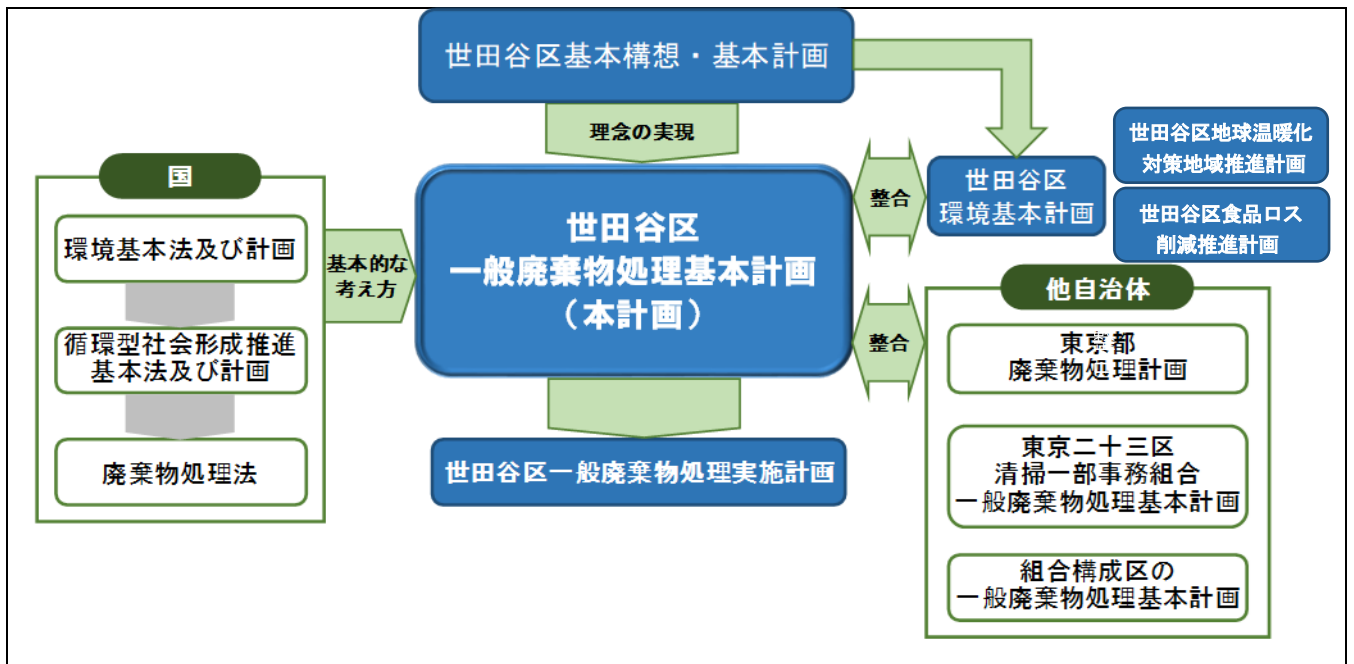
- 本計画は、中・長期的視点から世田谷区の一般廃棄物（資源・ごみなど）に関する施策の方向性を明らかにするための計画として策定する。
- 国際社会・国・都の動向等の社会情勢との整合を図るものとする。特に、「持続可能な開発目標（SDGs）」や地球温暖化対策の枠組みである「パリ協定」などを踏まえ、プラスチック資源循環などの新たな課題に対応した計画とする。
- 東京都の「東京都廃棄物処理計画」や東京二十三区清掃一部事務組合の「東京二十三区清掃一部事務組合一般廃棄物処理基本計画」との整合を図る。

○現在策定中の新たな「世田谷区基本計画」の内容を踏まえた計画とし、「世田谷区環境基本計画」や「世田谷区地球温暖化対策地域推進計画」、「世田谷区食品ロス削減推進計画」などの関連計画との整合を図る。

6 計画の位置付け

世田谷区清掃・リサイクル条例に基づき、環境に配慮した持続可能な社会を目指す計画。関連法令及び計画との関係については、下図「計画の位置付け」のとおり。

計画の位置付け



7 今後のスケジュール (予定)

令和5年度	清掃・リサイクル審議会への意見聴取等
2月	区民生活常任委員会 (計画骨子案の報告)
令和6年度	
9月	区民生活常任委員会 (計画素案の報告) パブリックコメント
2月	区民生活常任委員会 (計画案の報告)
3月	計画策定